

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（素案） 制度概要

目的

土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全を確保する。

許可制度

面積3,000㎡以上の埋立て等（埋立て、盛土、堆積）を対象とする。

手続きの流れ

土地所有者の同意

住民に対する周知

許可申請

知事による許可

埋立て等の実施

完了届

【申請事項】

申請者
土地の面積、土砂等の量
埋立て等を行う期間
土砂等の搬入・埋立て等の
施行に関する計画 など

【許可基準】

構造上の安全基準への適合
事業を継続できる資力
土地所有者の同意 など

知事による報告徴収、立入検査、命令等違反の公表が可能

【義務】

管理責任者の設置
標識の掲示、境界標の設置
管理台帳の作成
土砂等の量の知事への報告

知事による安全基準への適合性検査

行政処分

停止命令

・災害の発生防止に
緊急の必要性

措置命令

・安全基準不適合 など

許可取消

・義務違反、命令違反
など

罰則

2年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

・無許可埋立、災害の発生
防止の緊急の必要性によ
る命令違反 など

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

・安全基準への不適合によ
る命令違反 など

50万円以下の罰金

30万円以下の罰金

・その他の違反

施行期日等

【施行期日】 公布の日から3ヵ月程度の周知期間を経て施行する。

【経過措置】 条例施行時に土砂等の埋立て等を実施している場合、
条例施行から3ヵ月間は本条例の許可を受けずに事業を継続できる。